

平成30年度 第2次定期監査結果報告書

1. 監査の期間

平成31年1月16日(水)～平成31年3月22日(金)

2. 監査の対象及び説明聴取月日

議会事務局			
総務部	総務課	1月	19日
	管財課	1月	19日
市民生活部	市民課	1月	19日
健康福祉部	福祉課	1月	19日
建設部	都市整備課	1月	19日
選挙管理委員会			
公平委員会			
固定資産評価審査委員会			
市民病院		1月	20日
訪問看護ステーション		1月	20日

3. 監査の方法

平成30年12月末現在の財務に関する事務及び事業の管理について、法令・規則等に適合し、効率的に執行されているか、また、有効性、経済性の観点から補助金及び契約の履行が適正に行われているかを重点的に審査した上、担当職員から説明を聴取して監査を実施した。

4. 監査の結果

業務の執行は、全般的に法令・規則に準拠して、概ね適正に処理されているものと認められた。ただし、業務の執行及び事務処理の中で改善、検討すべき事項については、その旨指摘した。

なお、第2次定期監査における監査結果の概況は、以下のとおりである。

平成30年度第2次定期監査指摘事項

総務部 管財課

- (1) 土地建物貸付収入の過年度未収金については、債権管理マニュアルに基づき、催告書を発送されたい。
- (2) 元学文路雇用促進住宅駐車場及び東家駐車場用地については、積極的に民間への売却を検討されたい。
- (3) 自動車事故について、平成31年2月現在22件と年々増加傾向にある。事故の再発を防ぐための方法を検討されたい。

健康福祉部 福祉課

- (1) 生活保護法第63条返還金、生活保護法第78条徴収金の調定計上漏れについて、今後事務処理を適正に行われたい。
- (2) 生活保護法第63条返還金、生活保護法第78条徴収金の債権管理については、年々改善されているが、債権管理マニュアルの域まで至らず、まだまだ改善の余地がある。債権管理マニュアルに基づき、催告書を発送されたい。
- (3) 訪問入浴サービス事業においては、現在利用者2名である。今後、他の民間業者のサービスに移行し、事業の廃止も検討されたい。
- (4) 本地区保護司補助金について、橋本分会と高野口分会の統一を促進されたい。

市民病院

- (1) 医療事故については、残念な事態でマニュアルの整備等対策が講じられたとはいえ、市民病院に対する市民の信頼が裏切られたといえよう。
- (2) 委託契約については、契約書に報告・検査（検収）・反社会的勢力排除・損害賠償の条項が記載されていないものが見受けられた。また、平成27年度決算審査で指摘した「自動更新契約」についても変更されていない契約があった。管財課の様式を参考に、前記条項を記載した契約に変更されたい。
- (3) 訪問看護ステーションとのアライアンス（経営統合）強化については、統合による患者の確保の観点から、今後検討されたい。
- (4) 債権管理について、昨年9月から回収困難債権の管理回収業務を弁護士に委託し、効果が見られるが、現在の債権管理台帳には、分納誓約状況等の記載がない。市の債権管理マニュアルを参考に、債権管理台帳の整備に努められたい。

訪問看護ステーション

- (1) 市民病院とのアライアンス（経営統合）強化については、職員や看護師の確保及び統合による患者の保持の観点から、今後検討されたい。